



二段ベッドの認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認 50 産第1561号・昭和50年 3 月31日

通商産業大臣改正承認 57 産第 6692号・昭和58年 3 月10日

二段ベッド専門部会専門委員名簿

(委員は50音順)

	氏名	所	属
(部会長)	坂田 種男	千葉大学	
(委員)	石川 光保	大恵産業株式会社	
	宇川 暹	神奈川県家具指導センター	
	卯木 稔	工業技術院標準部材料規格課	
	薄井 宏彰	フランスベッド株式会社	
	門松 はま子	主婦連合会	
	小牟田 陽一	製品安全協会	
	斉藤 康則	社団法人全国家具工業連合会	
	坂本 春生	通商産業省生活産業局日用品課	
	柴田 純夫	通商産業省産業政策局消費経済課消費者用製品指導室	
	春原 一盛	財団法人機械電子検査検定協会	
	竹内 阪蔵	工業技術院製品科学研究所	
	田中 節男	中広木工株式会社	
	富田 映子	消費科学連合会	
	古沢 富志雄	職業訓練大学校	
	三島 克己	通商産業省工業品検査所商品テスト部安全監督課	
	溝口 茂男	伊豆木器株式会社	
	峰 光子	全国地域婦人団体連絡協議会	
	涌井 憲司	涌井木工有限会社	

(事務局) 製品安全協会

二段ベッドの認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、二段ベッドの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、使用者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で標準として2才以上の者が使用する上段の床板上面までの高さが900ミリメートル以上の二段ベッド（以下「ベッド」という。）について適用する。

また、たんす、机などの機能が付属している多目的ベッドを含む。

なお、ここでいうベッドとは、本体だけをいい、マットレス、ふとんなどは含まない。

3. 形式分類

形式は、次のとおりとする。

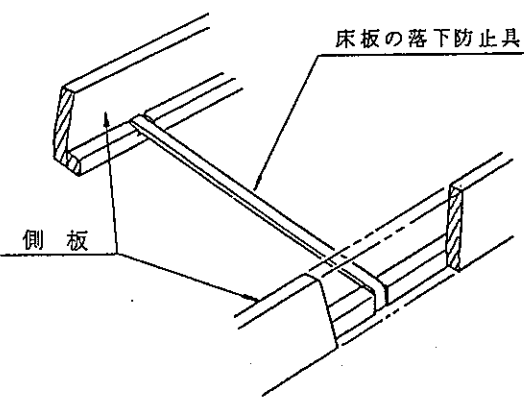
固定式ベッド：上段と下段が分離できない構造のベッドをいう。

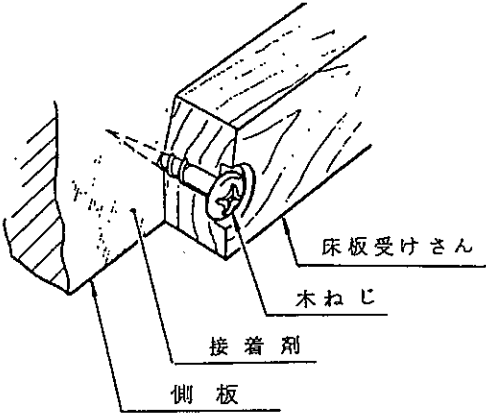
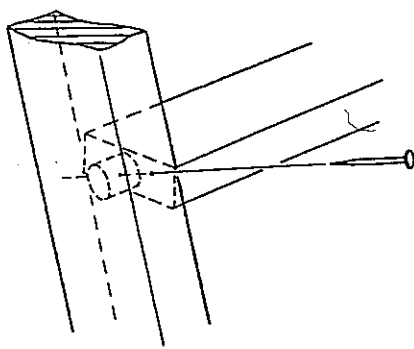
分離式ベッド：上段と下段を分離したり、上下に積み重ねて使用するベッドをいう。なお、上段及び下段を別々に販売するベッドを含む。

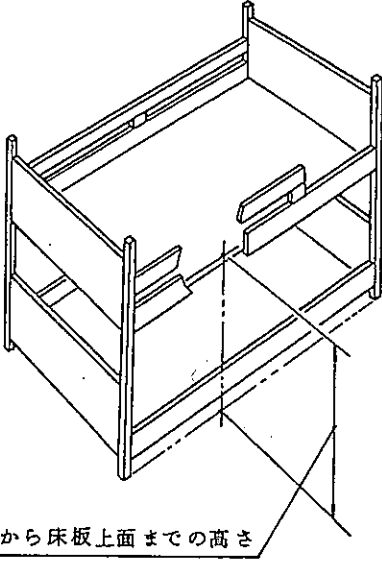
4. 安全性品質

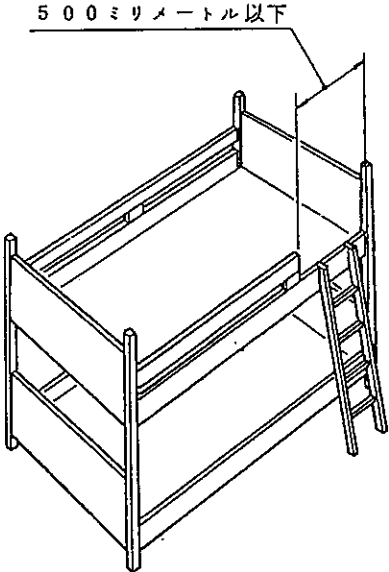
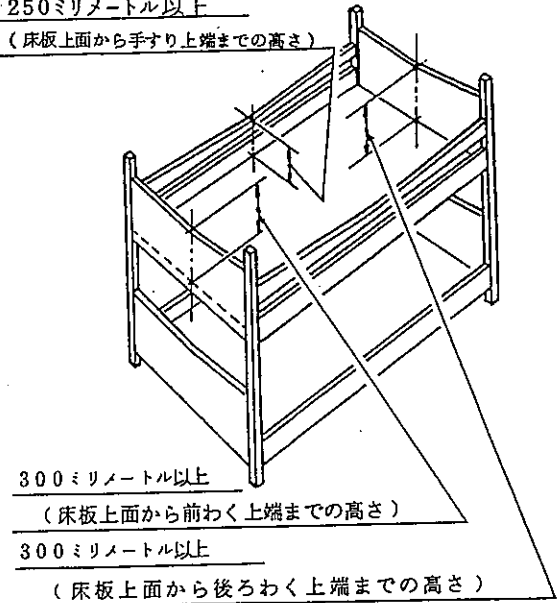
ベッドの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観及び構造	<p>1. ベッドの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 各部の仕上げは良好で、人体に傷害を与えるような突起、鋭い角部などがないこと。</p> <p>なお、着脱式はしごで側板に引っ掛ける部分が金属製のものにあっては、容易に外れない方法で柔軟なものよりカバーされていること。</p> <p>(2) ベッド上段の両側には手すりが、前後には前わ</p>	<p>1.(1) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(2) 目視により確認すること。</p>

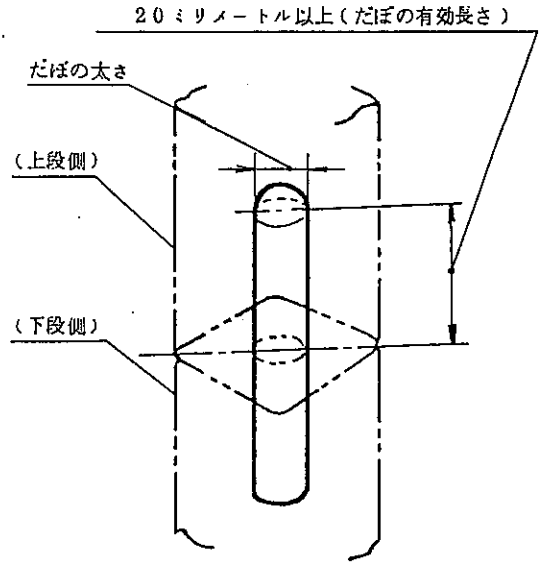
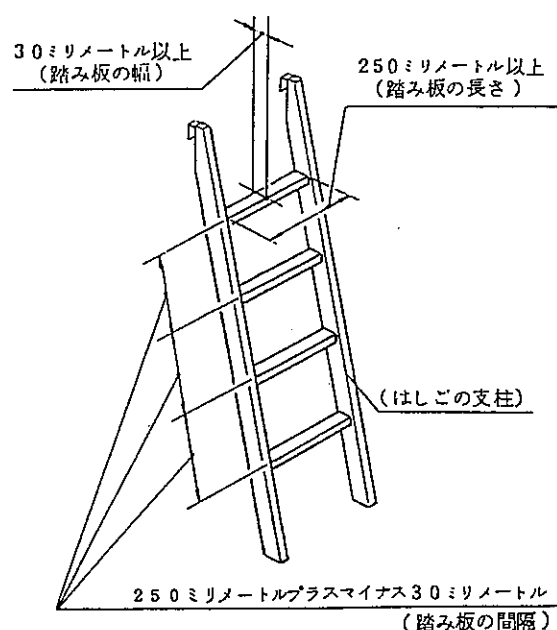
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>く及び後ろわくが確実に取り付けられていること。ただし、ベッドを壁面等に固定するもので壁面等に接して使用する構造のものにあっては、一面に限りその部分に手すり、前わく又は後ろわくを備えていなくてもよい。</p> <p>なお、分離式ベッドのうち、ベッド上段とベッド下段が明確に区別できないものは、ベッド下段も同様とすること。</p> <p>(3) 床板上面は、布張りと同等以上の滑りにくさを有していること。</p> <p>(4) 床板が落下しないように、床板の落下防止構造が設けられており、その取付けは確実であること。</p>	<p>(3) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(4) 目視等により確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 1 床板の落下防止構造の一例</p> 

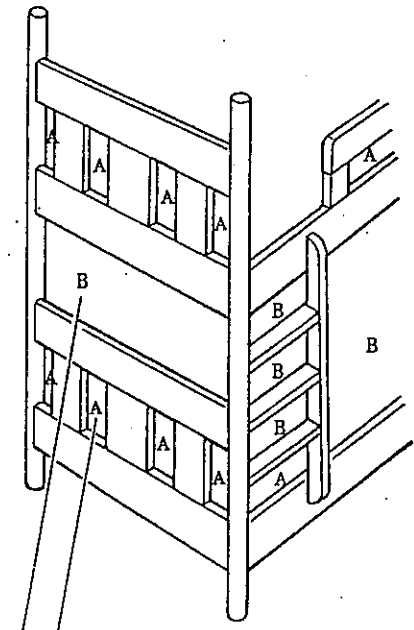
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(5) 床板保持部に木製のさんを使用したものは、さん部分が、くぎ又は木ねじ等と接着剤を併用して確実に固定されていること。</p> <p>(6) 支柱と踏み板がたぼ又はほぞで組み付けられているはしごは、はしごの上下に外れ止めが施してあること。</p> <p>(7) 垂直形はしごにあっては、はしごの上端部及び下端部がベッド本体に固定されていること。</p> <p>(8) はしごの踏み板上面は、平らな面を有し、はしごをベッドに取り付けた状態で、踏み板上面は床面</p>	<p>(5) 目視等により確認すること。</p> <p>図 2</p>  <p>(6) 目視等により確認すること。</p> <p>図 3</p> <p>外れ止めの一例</p>  <p>(7) 目視により確認すること。</p> <p>(8) 目視により確認すること。</p>

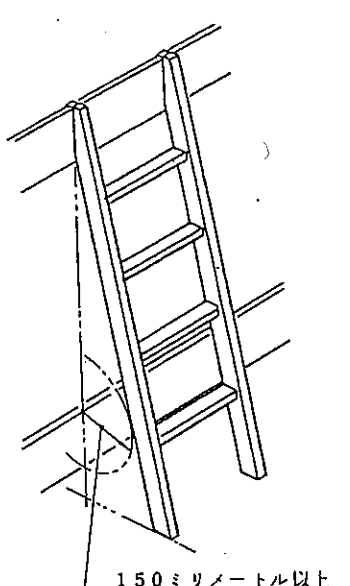
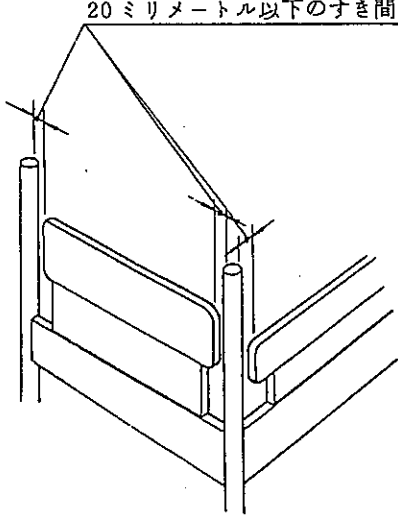
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2. 各部の寸法</p>	<p>とほぼ平行であること。</p> <p>(9) ベッド上段から異物等が落下しにくい構造であること。</p> <p>なお、分離式ベッドのうち、ベッド上段とベッド下段が明確に区別できないものは、ベッド下段も同様とする。</p> <p>(10) キャスタを有するものは、ベッドの使用時に移動しない構造であること。</p> <p>(11) 折り畳み機構を有するものにおいては、使用時及び収納時に確実に固定できる構造であること。</p> <p>2. ベッドの各部の寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 床面からベッド上段の床板上面までの高さは、1,200ミリメートル以下であること。</p> <p>ただし、ベッド下段にたんす、机等の機能が付属している多目的ベッドであって、10才未満の幼児が使用してはならない旨の表示を本体の見やすい個所に容易に消えない方法で表示してあるものにおいては、床面からベッド上段の床板上面までの高さは、1,500ミリメートル以下であればよ</p>	<p>(9) 目視等により確認すること。</p> <p>(10) 目視及び操作により確認すること。</p> <p>(11) 目視及び操作により確認すること。</p> <p>2.(1) スケール等により確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 4</p>  <p style="text-align: center;">床面から床板上面までの高さ</p>

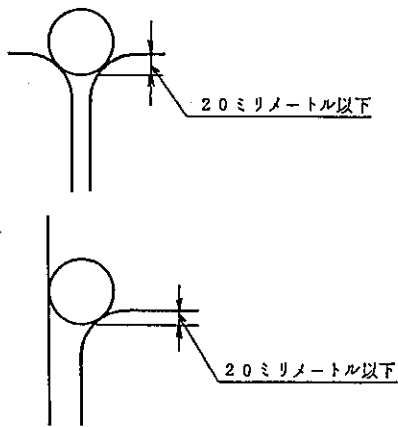
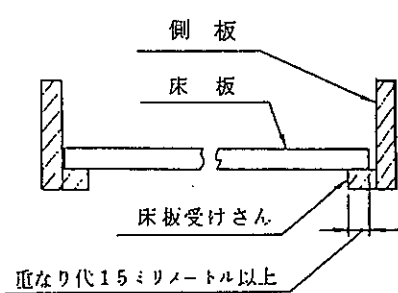
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>い。</p> <p>(2) はしご取付け部の手すり又は後ろわくに切欠きがある場合は、1個所だけとし、その長さは500ミリメートル以下であること。</p> <p>(3) ベッド上段の床板上面から手すり上端面の最低面（両端のパイプの曲げ部、木質材の面取り部等を除く。以下、同様とする。）までの高さは250ミリメートル以上であり、かつ、ベッド上段の床板上面から前わく及び後ろわく上端面の最低面までの高さは300ミリメートル以上であること。ただし、1.(2)項により、手すり、前わく又は後ろわくを備えることを要しない個所は、この限りでない。</p>	<p>(2) スケール等により確認すること。</p> <p>図 5</p>  <p>500ミリメートル以下</p> <p>(3) スケール等により確認すること。</p> <p>図 6</p>  <p>250ミリメートル以上 (床板上面から手すり上端までの高さ)</p> <p>300ミリメートル以上 (床板上面から前わく上端までの高さ)</p> <p>300ミリメートル以上 (床板上面から後ろわく上端までの高さ)</p>

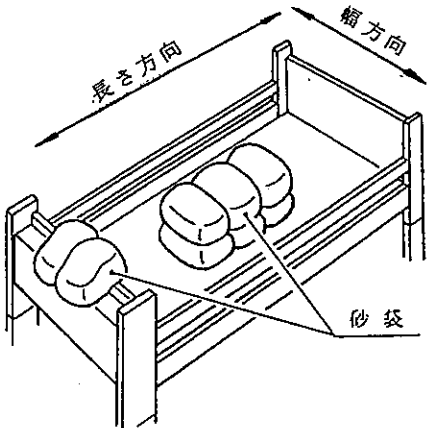
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>なお、マットレスを付属しているものにあつては、マットレス上面^(注)からの高さとする。ただし、マットレスの上に敷布団類を使用してはならない旨の表示を本体又はマットレスの見易い個所に容易に消えない方法により表示してあるものにあつては、マットレス上面から手すり上端面の最低面までの高さが200ミリメートル以上であること。</p> <p>また、分離式ベッドのうち、ベッド上段とベッド下段が明確に区別できないものは、ベッド下段も同様とする。</p> <p>(注) マットレス上面を定めるためのマットレスの厚さの測定は、日本工業規格S1101(昭和56年)住宅用普通ベッドの寸法により行うこと。</p>	

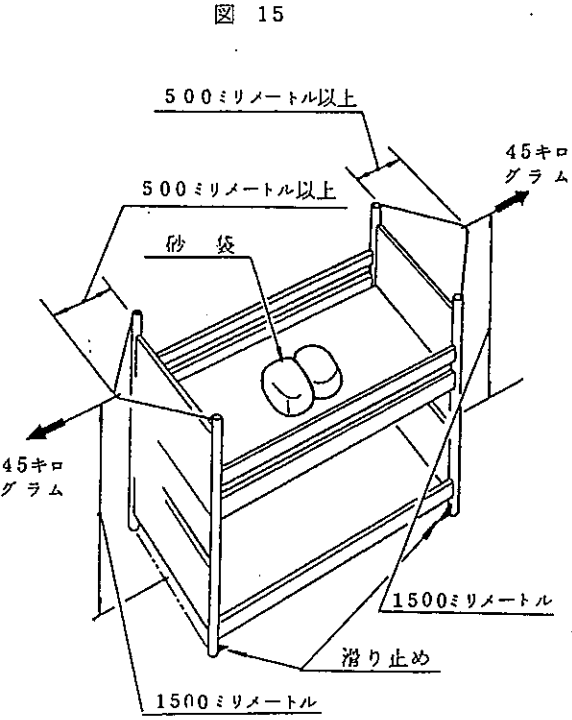
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(4) 分離式ベッドで、上段と下段の接合部にだぼを使用しているものは、だぼの太さが金属製の場合 8 ミリメートル以上、木製の場合 12 ミリメートル以上であり、かつ、だぼの有効長さが片側 20 ミリメートル以上であること。</p> <p>なお、その他の接合方法による場合は、だぼによる接合と同等以上の安全性を有していること。</p>	<p>(4) 目視、スケール等により確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 7</p> 
	<p>(5) はしごの踏み板の幅は 30 ミリメートル以上、長さは 250 ミリメートル以上であり、踏み板の間隔は 250 ミリメートルプラスマイナス 30 ミリメートルであること。</p>	<p>(5) スケール等により確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 8</p> 

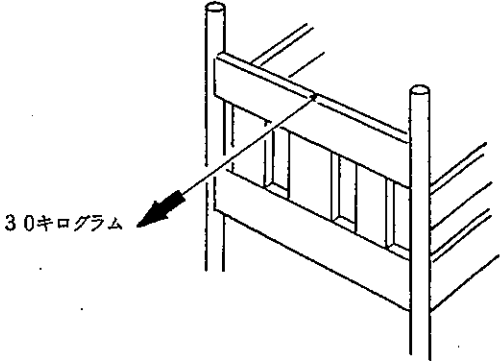
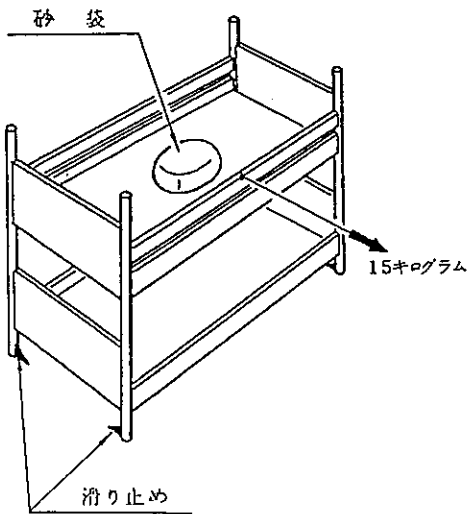
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(6) 部材間のすき間^(注)の 一方向の寸法は、90ミ リメートル以下(4才未 満又は10才未満の幼児 が使用してはならない旨 の表示を本体の見易い個 所に容易に消えない方法 で表示してあるものにあ っては、100ミリメー トル以下)であること。</p> <p>ただし、部材間を布、 レザー、ネット、藤等で 覆っているもので、以下 に適合している場合にあ っては、この限りでない。</p> <p>a. ネット、藤等の目は、 直径25ミリメートル の円筒を通さない大き さであること。</p> <p>b. 布、レザー、ネット、 藤等をひも等を用いて 取り付けたものにあっ ては、その取付部が直 径40ミリメートルの 円筒を通さない大きさ であること。</p> <p>(注) 部材間のすき間に は、「ベッド下段の 前わく、後ろわく、 手すり及び側板と上 段との間」、「はし ごの踏み板の間隔 (垂直形はしごの踏 み板とベッド下段側 板との間を除く。)」 及び「傾斜形はしご</p>	<p>(6) 目視、スケール等により確認すること。</p> <p>図 9</p>  <p>A:一方向が90(100)ミリメートル以下のすき間 B:すきまとはみなさない箇所</p>

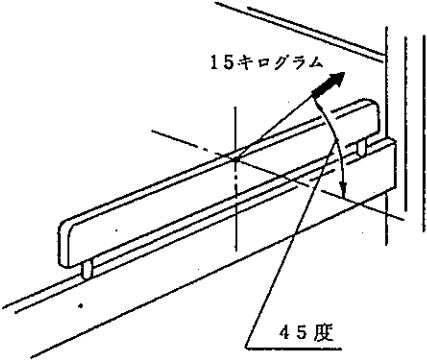
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>の支柱及び踏み板と ベッド下段側板等と の間」を含まないも のとする。</p> <p>(7) 傾斜形はしごにあって は、はしごの支柱及び踏 み板とベッド下段の手す り及び側板との間隔は、 150ミリメートル以上 であること。</p> <p>(8) 上方が開放されている 部材間の切欠部の幅は、 20ミリメートル以下で あること。</p> <p>また、切欠部上端は、 直径60ミリメートルの 円筒を当てたときの上端 からの落込み深さが20 ミリメートル以下である こと。</p>	<p>(7) スケール等により確認すること。</p> <p>図 10</p>  <p>150ミリメートル以上</p> <p>(8) スケール等により確認すること。</p> <p>図 11</p> <p>20ミリメートル以下のすき間</p> 

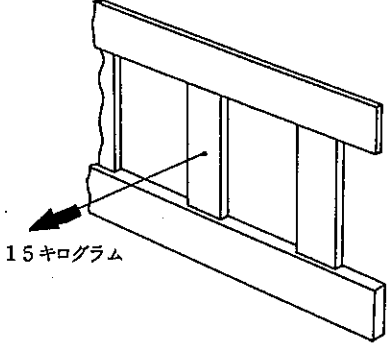
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>3. 全体の強度</p>	<p>(9) 床板が固定していないもので、床板保持部に受けさんを使用したものは、床板を一方の側板に密着させたとき、反対側の床板と床板受けさんとの重なり代は15ミリメートル以上であること。</p> <p>なお、その他の方法により床板を保持している場合は、受けさんによる方法と同等以上の安全性を有していること。</p> <p>3. ベッドの全体の強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ベッド上段の床板上面中央部に180キログラムの砂袋（前わく又は後ろわくにたなが設けられているものは、たなの上</p>	<p>図 12</p>  <p>(9) 操作、スケール等により確認すること。</p> <p>図 13</p> <p>床板保持部の例</p>  <p>3.(1) ベッドを水平な床面に静置し、ベッド上段の床板上面のほぼ中央部に図14に示すように幅約500ミリメートル、長さ約1,000ミリメートルの範囲内に180キログラムの砂袋（前わく又は後ろわくにたなが設けられ</p>

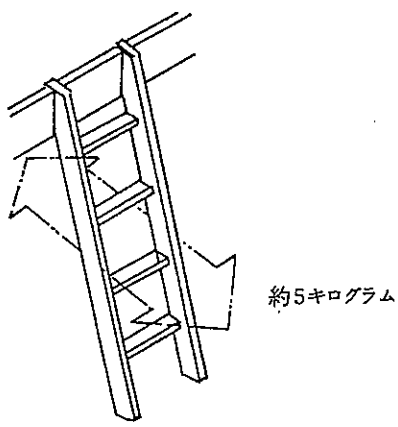
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>面中央部にも60キログラムの砂袋)を積み上げ、30分間放置したとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形等がないこと。</p> <p>なお、下段がベッドとしての機能を有するものは、下段も同様に行うこと。</p> <p>(2) ベッド上段の床板上面中央部に60キログラムの砂袋を置き、前方向及び後ろ方向に水平荷重45キログラムを交互に各10回加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形等がないこと。</p>	<p>ているものは、たなの上面中央部にも60キログラムの砂袋)を静かに積み上げ、30分間放置したとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形等がないことを目視により確認すること。次いで、荷重を除去した後、使用上支障のある残留ひずみ、ぐらつき等がないことを目視及び触感により確認すること。</p> <p>図 14</p>  <p>(2) ベッドを水平な床面に静置し、脚部を内側で固定した後、ベッド上段の床板上面中央部に60キログラムの砂袋を置き、図14に示すように床面から1,500ミリメートルの位置(ベッドの高さが1,500ミリメートル未満のものにおいては、ベッド上端)で支柱に水平荷重45キログラムを長さ方向に交互に各10回(1サイクルは約5秒とする。)加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形等がないことを目視により確認すること。次いで、荷重を除去した後、使用上支障のある残留ひずみ、ぐらつき等がないことを目視及び触感により確認すること。</p> <p>なお、壁面等に固定する構造のものにおいては、組立て要領に従って固定した後、試験を行い、確認すること。</p>

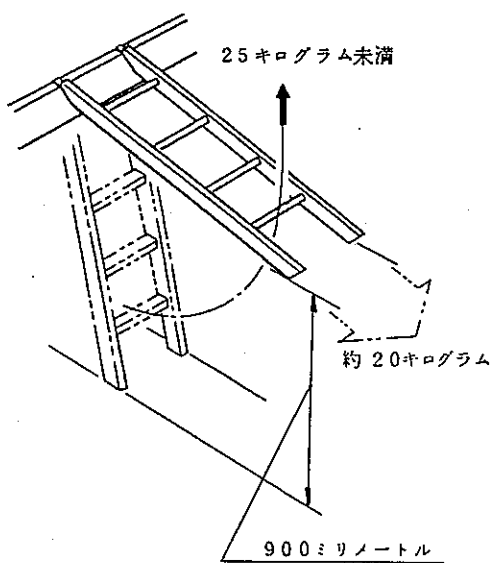
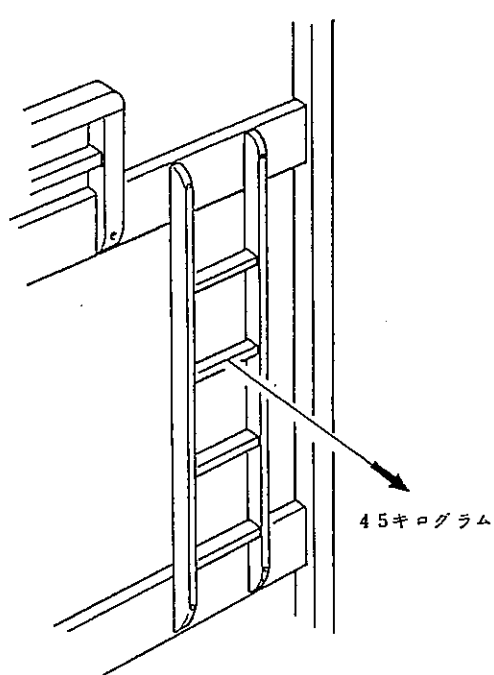
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>4. 前後わく及び手すりの強度</p>	<p>4. ベッドの前後わく及び手すりの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前わく及び後ろわくの上端中央部に水平荷重30キログラムを加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形等がないこと。</p>	<p>図 15</p>  <p>45キログラム</p> <p>45キログラム</p> <p>500ミリメートル以上</p> <p>500ミリメートル以上</p> <p>砂袋</p> <p>1500ミリメートル</p> <p>1500ミリメートル</p> <p>滑り止め</p> <p>4. (1) 3.(2)項の試験後、前わく及び後ろわくの上端中央部に水平荷重30キログラムを外方向に5分間加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形等がないことを目視により確認すること。次いで、荷重を除去した後、使用上支障のある残留ひずみ、くらつき等がないことを目視及び触感により確認すること。</p> <p>なお、荷重を加えたとき、ベッドが浮き上がる場合は、ベッド上段の床板に砂袋を載せて試験を行うこと。</p>

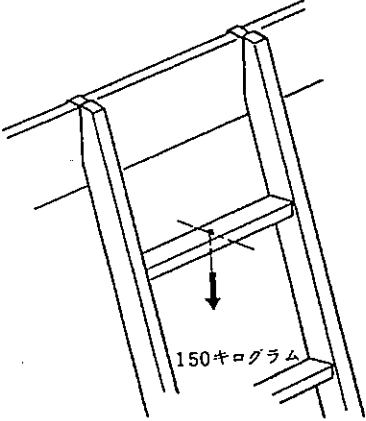
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(2) 手すりの上端中央部に水平荷重15キログラムを加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形等がないこと。</p>	<p style="text-align: center;">図 16</p>  <p>30キログラム</p> <p>(2) ベッドを水平な床面に静置し、脚部を内側で固定した後、手すりの上端中央部に水平荷重15キログラムを外方向に5分間加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形等がないことを目視により確認すること。次いで、荷重を除去した後、使用上支障のある残留ひずみ、ぐらつき等がないことを目視及び触感により確認すること。</p> <p>なお、荷重を加えたとき、ベッドが浮き上がる場合は、ベッド上段の床板に砂袋を載せて試験を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">図 17</p>  <p>砂袋</p> <p>15キログラム</p> <p>滑り止め</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(3) 着脱式手すり(注)を使用しているものにおいては、斜め上方に荷重15キログラムを加えたとき、破損及び脱落がないこと。</p> <p>(注) 側板と治工具等を使用しないで取外しのできるもので、使用時に着脱しない構造のものをいう。</p> <p>(4) 前わく、後ろわく又は手すりに組子を使用しているものにおいては、組子中央部に水平荷重15キログラムを加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形等がないこと。</p>	<p>(3) 4.(2)項の試験後、着脱式手すりの上端中央部に図18に示すように斜め上方45度の方向に荷重15キログラムを5分間加えたとき、手すりの脱落、手すり及び側板の破損がないことを目視により確認すること。</p> <p>図 18</p>  <p>(4) ベッドを水平な床面に静置し、脚部を内側で固定した後、図19に示すように組子中央部に水平荷重15キログラムを外方向に5分間加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないことを目視により確認すること。次いで、荷重を除去した後、使用上支障のある残留ひずみ、ぐらつき等がないことを目視及び触感により確認すること。</p> <p>なお、荷重を加えたとき、ベッドが浮き上がる場合は、ベッド上段の床板に砂袋を載せて試験を行うこと。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(5) 前わく、後ろわく又は手すりの部材間を布、レザー、ネット、簾等で覆っているものは、その中央部に水平荷重15キログラムを加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形等がないこと。</p> <p>ただし、部材間のすき間の一方の寸法が90ミリメートル以下(4才未満又は10才未満の幼児が使用してはならない旨の表示を本体の見易い個所に容易に消えない方法で表示してあるものにあつては、100ミリメートル以下)の部分については、適用しないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">図 19</p>  <p>(5) ベッドを水平な床面に静置し、脚部を内側で固定した後、布、レザー、ネット、簾等の中央部に直径90ミリメートルの木製あて板を介して水平荷重15キログラムを外方向に5分間加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形等がないことを目視により確認すること。次いで、荷重を除去した後、使用上支障のある永久伸び等がないことを目視により確認すること。</p> <p>なお、荷重を加えたとき、ベッドが浮き上がる場合は、ベッド上段の床板に砂袋を載せて試験を行うこと。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>5. はしご及びはしご取付部の強度</p>	<p>5. ベッドのはしご及びはしご取付部の強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 着脱式はしごにあっては、はしごをベッドに取り付けた状態で、約5キログラムの力で前後に10回ゆさぶったとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形等がないこと。</p> <p>(2) 着脱式はしごにあっては、はしごをベッドに取り付けた状態で、はしごを25キログラム以下の力で回転させ、20キログラムの力で引っ張ったとき、外れないこと。</p>	<p>5.(1) はしごをベッドに取り付けた状態で、はしご支柱の中央部を図20に示すように水平方向に約5キログラムの力で前後に10回ゆさぶったとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形等がないことを目視により確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 20</p>  <p style="text-align: right;">約5キログラム</p> <p>(2) はしごをベッドに取り付け、取付け部を中心にして、図21に示すようにはしご下端の踏み板中央部に25キログラム以下の力を回転方向に加え、はしご下端が床面から900ミリメートルの位置まで引き上げる(25キログラムの力で900ミリメートルの位置まで引き上げることのできない場合は、25キログラムの力で引き上げた位置とする。)。この状態で、はしごの長手方向に20キログラムの力で引っ張ったとき、はしごが外れないことを目視により確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(3) 固定式はしごにあっては、はしご中央部を45キログラムの力で水平に引っ張ったとき、外れないこと。</p>	<p>図 21</p>  <p>(3) 図 22 に示すように、はしごの中央部を45キログラムの力で水平方向に引っ張ったとき、はしごがベッド本体から外れないことを目視により確認すること。</p> <p>図 22</p> 

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(4) はしごの上端踏み板中央部に荷重150キログラムを30分間加えたとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形等がないこと。</p>	<p>(4) はしごをベッドに取り付けた状態ではしごの上端踏み板中央部に荷重150キログラムを加え、30分間放置したとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形等がないことを目視により確認すること。次いで、荷重を除去した後、使用上支障のある残留ひずみ、ぐらつき等がないことを目視及び触感により確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 23</p> 
6. 材 料	<p>6. ベッドの材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 木材及び木質材には、著しい欠点がないこと。</p> <p>(2) 木材の含水率は、適正であること。</p> <p>(3) 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。</p> <p>(4) 使用材料には、有害なものを含まないこと。</p>	<p>6.(1) 著しい割れ、くされ、虫食い、反り、狂い等がないことを目視及び触感により確認すること。</p> <p>(2) 含水率が15パーセント以下であることを確認すること。測定方法は日本工業規格Z 2102(昭和32年)木材の平均年輪幅、含水率及び比重測定方法による。</p> <p>なお、電氣的測定方法によってもよい。</p> <p>(3) 防せい処理が適切であることを目視及び触感により確認すること。</p> <p>(4) 繊維製品を使用したものについては、昭和49年厚生省令第34号第1条別表第1ホル</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
7. 多目的ベッド	7. 多目的ベッドのたんす、机などの付属機能部材は、ベッドの使用上の安全性を損なわないものであること。	7. 傷害を与えるような突起、先鋭部、ばり、めっきのびり等の有無、材質、構造等について、目視、触感等により確認すること。
8. 分離式ベッド	8. 分離式ベッドは、上段と下段を分離して使用するとき、安全性を損なわないものであること。	8. 目視、触感等により確認すること。

5. 表示及び取扱説明書

ベッドの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表 示	1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 (1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号。 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。	1. 目視及び触感により確認すること。
2. 取扱説明書	2. 製品には、次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した説明書を添付し、製品本体にも2.(3)の使用上の注意の主旨を明示すること。 なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。 (1) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。 ただし、以下の各項を	2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>本体に表示するものは、省略してもよい。</p> <p>(2) 組立て式のものは、その組立て要領及び注意。</p> <p>(3) 使用上の注意。</p> <p>(a) 使用してよい年齢は、○才以上とすること。</p> <p>(b) 6才未満の幼児は、ベッド下段に寝かせること(10才未満の幼児が使用してはならない旨表示してあるものは、省略すること。)</p> <p>(c) 敷ぶとん類は、前わく、後ろわく及び側板との間にすき間を生じないもので、敷ぶとん類の合計した厚みは100ミリメートル以下のものを使用すること(マットレスを付属しているもので、マットレスの上に敷ぶとん類を使用してはならない旨表示してあるものは、マットレスを使用しないときに限ることであることを明確にするか、又は省略すること。)</p> <p>(d) ベッド上段への昇降は、必ずはしごにより行うこと。</p> <p>(e) 手すり、前わく又は後ろわく、たな等に腰</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>かけたり、乗ったり、はねたり、ぶら下がったり、飛び降りたりしないこと。</p> <p>(f) 手すり、ねじ類は、その取付けが確実かどうかをときどき点検すること。</p> <p>(g) ひも類等の危険なものを取り付けないこと。</p> <p>(h) ベッドを使用しないとき、着脱式のはしごはベッドの上段に上げておくこと。</p> <p>(i) 切欠きのない方向に頭を向けて寝ること（後ろわくに切欠きがあるものに限る。）。</p> <p>(4) 製造業者名、輸入業者名又は販売業者名等及びその住所を記載すること。</p>	

付図 二段ベッド部品名称

